

令和 3 年 2 月 8 日

市民文化スポーツ局安全・安心推進課

北九州市安全・安心条例第 2 次行動計画（アクションプラン）の 一部改定について～地方再犯防止推進計画としての位置づけ～

1. 概 要

国は平成 28 年 12 月に再犯防止推進法を制定・施行し、地方自治体に、地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策を策定・実施する責務があることを明示するとともに、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務を課しています。

そうした中、本市が令和 2 年 4 月に策定した「北九州市安全・安心条例第 2 次行動計画」（以下、「行動計画」という。）では、「犯罪をした者の立直り支援」について関連施策を体系的に整理するなど、地方再犯防止推進計画としての内容を包含していることから、行動計画を本市の地方再犯防止推進計画と位置づけるため、同計画の一部を改定するものです。

2. 理 由

- (1) 本市の行動計画では、再犯防止に係る本市の関連施策を体系的に整理し、「地方再犯防止推進計画」としての内容を包含している。
- (2) 再犯防止推進法を所管する法務省は、関連の深い計画等に地方再犯防止推進計画を位置づけることも可能としており、本市の行動計画について「内容的には十分であり、地方再犯防止推進計画と位置づけて差し支えない」との見解である。

3. 改定内容

行動計画の位置づけにおいて、「再犯防止推進法第 8 条に基づく地方再犯防止推進計画として位置づける」ことを明記（別紙「新旧対照表」のとおり）。

その他計画の記載内容については変更ありません。

4. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

5. その他

再犯防止に係る事業については、行動計画に掲載する他の事業と同様に、毎年進捗状況の把握や効果検証を実施し、必要な見直しを行うこととします。